

【燃やせるごみ】

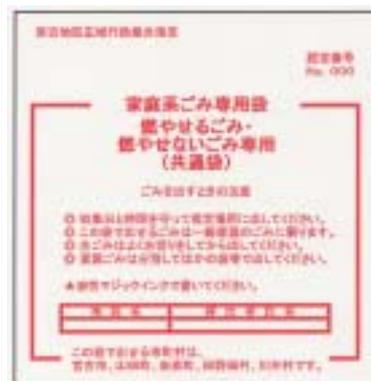
種類	品目の一例	
台所ごみ		生ごみ：残飯、貝殻、卵殻など 食用油など
布類		衣類、帽子、タオル、ぬいぐるみ、座布団など
靴類		皮・布靴、ゴム長靴、サンダル、下駄など
資源物以外の紙類		紙おむつ、感熱紙、カーボン紙、紙コップ、封筒など
皮革製品		カバン類、バック類、ベルト類、グローブなど
草・木類		まな板、木くず、枝、枯葉など
プラスチック製品類		CD・MD・DVD、ビデオテープ、ビニール製品、玩具、台所用品、バケツ、灯油タンクなど
その他		焼却灰、吸殻、発砲スチロール、汚れの落ちないプラスチック容器包装・紙製容器包装

出すときに注意すること

- ・生ごみはしっかりと水をきってから。
- ・食用油は、紙などに浸すか固める。
- ・紙おむつ、可燃ペット排泄用砂は、汚物を必ず取り除く。
- ・串など先のとがったものは、折り曲げるか紙でつつむ。
- ・シーツ・毛布などは30cm四方以下に裁断する。
- ・木の枝等は、30cm以内に切断する。
- ・資源物（紙類・ペットボトル）に該当するもので、どうしても汚れが落ちないものや形が崩れたものは、表示するなどして出してください。

出す方法（袋の種類）

必ず燃やせるごみ及び燃やせないごみ共通袋（専用袋・赤色印字）で出してください。



・種類ごとではなく、燃やせるごみの対象のものは、ひとまとめで袋に入れてください。